

第1回八街市農業委員会総会

平成24年1月20日

八街市農業委員会

平成24年第1回農業委員会総会

平成24年1月20日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1.出席者

- | | | |
|--------|----------|----------|
| 1.森 邦央 | 8.鈴木勝雄 | 17.加藤孝一 |
| 2.立崎義久 | 9.岩品要助 | 18.石井とよ子 |
| 3.武藤 功 | 10.栗原十三男 | 19.関端 旭 |
| 4.宮部 操 | 11.関口芳秀 | 20.菅野喜男 |
| 5.赤地達雄 | 12.小山優一 | 21.三須裕司 |
| 6.内藤富夫 | 13.飛田育男 | 22.川野 繁 |
| 7.林 和弘 | 15.井口政直 | |

2.欠席者

- | | |
|---------|---------|
| 14.瀬山哲信 | 16.中川利夫 |
|---------|---------|

3.事務局

- | | | | |
|------|------|-----|-------|
| 事務局長 | 藤崎康雄 | 主査補 | 山内裕義 |
| 副主幹 | 梅澤孝行 | 主査補 | 山浦美江子 |

4.議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

5.その他

- 報告第1号 農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出について
- 報告第2号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について
- 報告第3号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について
- 報告第4号 農地の利用関係の紛争の和解の仲介の取り下げについて

藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

川野会長

会議を始める前に一言ごあいさつを申し上げます。1月第1回目ですので、改めまして、明けましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。

寒さの折、大分乾燥しておりましたので、風邪引きもちらほら出て、学校などは大分、二州小学校など、先ほど関口委員が言っておりましたけれども、休校になるのかなというような状態まで風邪がはやっているそうでございます。皆さん、十分に体に気を付けていただきたいと思います。

今回は、今まで農業委員会の3条案件ですが、市の場合には市が許可と。市以外のところは県が許可というふうになっておりましたけれども、今年の4月1日からすべてが全部、市の許可ということに変わってまいります。そのために、事務指針なども多少変えなければという場所がありますので、今、事務局において、それをやっていただいております。それができ上がった際は、皆さんによく読んでいただいて、こうした方がいいとか、そうすべきじゃないかという点があったら修正するというので、今進めておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

また、今期のうちはいいんですけれども、来期になると人員の削減等も今期の者に協議してもらうようになるのかなというふうに、私は考えておりますけれども、まだ、そういうところまでは、市当局とも話をしておりませんけれども、農家人口の減少に合わせて、農業委員の削減もやらなければしょうがないのかなと考えておりますので、それも頭の隅に置いていただきたいと思います。

以上で、あいさつになりますけれども、今月の案件につきましては、農地法第3条、第5条、本体で10件、計画変更承認申請1件、農用地利用集積計画の承認3件、農地法施行規則第32条の規定による届出1件、農地法施行規則第53条の規定による届出3件、農用地利用集積計画の中途解約が1件、和解の仲介の取り下げ1件、合わせまして総件数で20件が提出されております。慎重審議のほどをお願いいたしまして、あいさつといたします。

ただいまの出席委員は20名です。委員の定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、瀬山委員、中川委員より、欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いします。
藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

1月5日、木曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを行いまして、担当委員、関端部長、飛田委員出席のもと実施いたしました。

1月16日、月曜日。午後1時30分から、この日は部会の現地調査の日でしたが、部会案件がなかったために、転用事実確認現地調査のみ実施いたしました。出席委員、林副部長、宮

部委員、井口委員、石井委員出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号13番の飛田委員、瀬山委員が欠席ですので、15番の井口委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分についてご説明します。

番号1、区分売買、所在木原字釜ノ作、地目畑、面積3筆合計で4千405平方メートル。権利者事由は、経営規模を拡大したい。義務者事由は、相続で農地を取得したが、農業をしていないため、売却したい。

次に、番号2、区分遺贈、なお、この遺贈の意味につきましては、後ほど説明したいと思います。所在東吉田字和田、地目畑、面積2筆合計で1万9千437平方メートル。権利者事由は遺贈により農地を取得し、経営規模を拡大したい。義務者事由は遺言書に基づき農地を遺贈する。

次に、番号3、区分売買、所在沖字東沖、地目畑、面積2筆合計で3千672平方メートル。権利者事由は、経営規模を拡大したい。義務者事由は、相続で農地を取得したが、農業をしていないため売却したい。

次に、番号4、区分売買、所在沖字中沖、地目畑、面積4筆合計で5千949平方メートル。権利者事由は、経営規模を拡大したい。義務者事由は、農地を売却し、借金の返済に充てたい。

次に、ただいま番号2番で説明いたしました権利者事由にあります遺贈について、若干補足説明をいたします。

遺贈とは、遺言、別名「いごん」とも言うのですが、遺言によりまして、財産の全部もしくは一部を無償で譲与、要するに譲り渡すものでございます。また、この遺贈には包括遺贈と特定遺贈の2種類ございます。最初の包括遺贈とは、例えば財産の全部または一定の割合、例えばAさんの持っている財産の半分、または3分の1などを譲渡、譲り渡すことを言います。その中に農地等が含まれていまして、この包括遺贈の場合につきましては、農地法の許可は必要ありません。

次に、特定遺贈でございますが、この特定遺贈というのは、どここの番地、今回も特定さ

れた番地が出ておりますが、どここの番地の土地とか、どここの建物というように、財産を指定して譲渡することを言います。その中に該当する土地が農地の場合は、農地法の許可が必要となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、岩品委員、お願いいたします。

岩品委員

それでは、議案第1号、番号1についての調査報告を申し上げます。

最初に、申請地の位置ですが、JR八街駅より南に約2.5キロメートルに位置しています。境界は境界杭で確定しています。現況はきちんと管理されており、進入路についても市道に面しており、確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者が自ら所有している農機具はありませんが、役員をしている農業生産法人で所有しており、必要に応じて借りることができますので、問題ありません。労働力は権利者と世帯員の奥さんの2名です。

年間農作業従事日数は、権利者が300日、世帯員の奥さんが180日。技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。

現在所有する農地は、すべて効率的に耕作されており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について、効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

続いて、2番、井口委員、お願いいたします。

井口委員

議案第1号2番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告いたします。

当該審査は、遺言に基づく特定遺贈による所有権移転の申請であります。

申請地はJR八街駅より南方向に約2.5キロメートルに位置しており、境界は確定しております。現況は適切に管理されており、進入路は赤道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター5台、トラック2台で、農業形態は酪農家

で乳牛は32頭です。労働力は権利者及び世帯員が5名で、常時雇用者が3名です。年間農作業従事日数は、権利者が360日、世帯員が平均150日です。技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。現在、所有している農地は、すべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画はトウモロコシ194アールを乳牛の飼料として作付けする予定であります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等の権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

次に、3番、4番、林委員、お願いいたします。

林 委員

それでは、議案第1号3番、農地法第3条申請に関わる調査結果についてご報告いたします。まず、申請地でございますが、市役所より県道千葉川上八街線を南へ約8キロメートルに位置しております。現況はトラクターにて、常に耕されております。

境界でございますが、申請地は権利者の自宅の隣接地であるため、権利者側につきましては、コンクリート杭で確定しておりますが、奥の部分が赤道が境界となっており、境界につきましては確認されておられません。

進入路でございますが、権利者の所有地から進入するというところでございます。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについてご報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、耕運機3台、軽トラ3台、1トントラック1台です。

労働力ですが、権利者及び世帯員が5名、常時雇用者はいません。年間農作業従事日数でございますが、権利者が300日、世帯員が500日、その他、常時の雇用者はございませんけれども、臨時雇用者が150日。また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。

現在、所有する農地はすべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項でございますが、営農計画はニンジン、カブ、落花生を作付けする

予定であります。

通作距離は自宅から申請地まで、約100メートル、徒歩1分ということでございます。

なお、権利者と義務者は親類関係にあり、自宅も隣同士でございます。

以上のことから、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について、効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、議案第1号4番、農地法第3条申請に関わる調査結果についてご報告いたします。

申請地は、市役所より県道千葉川上八街線を通り、南へ約8キロメートルに位置しております。現況は野菜畑として、きれいに耕作されております。

境界につきましては、2面が市道に面しており、コンクリート杭で確定しております。

進入路につきましては、市道に面しているため、確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについてご報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、大型、中型、小型、合わせて8台のトラクター、耕運機2台、消毒機1台、2トントラック1台、その他、営農に必要な農機具はほとんどそろっております。

労働力は権利者及び世帯員等が3名、常時雇用はございません。年間農作業従事日数でございますが、権利者が300日、世帯員が600日、臨時雇用者が200日です。また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。

現在、所有する農地はすべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、営農計画でございますが、馬鈴薯、ニンジンを作付けする予定である。通作距離でございますが、自宅から約500メートル、車で約3分ということでございます。

以上のことから、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字南側、地目畑、面積615平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積980平方メートル。当初計画者の目的、資材置場用地。承継者の目的、資材置場用地。承継事由、現在、建築業、製材業及び建築資材販売業を主に営んでいるが、経営規模拡大に伴い、資材置場が必要なため、当該申請地を資材置場として利用したい。

なお、本件は議案第3号3番に関連しております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、宮部委員。この案件は、議案第3号3番と関連しておりますので、あわせて報告をお願いします。

宮部委員

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請ということでご報告を申し上げます。

これは、立地基準ですが、JR八街駅より南に約800メートルに位置しております。申請地の南側に道路はありますが、非常に狭いため、譲渡人の宅地内の一部を承認を受けて、それを利用し、それを進入路として確保するということでございます。

農地性ですが、申請地は住宅密集地に接する用途地域内であるため、事務指針28ページのBに該当する農地と判断いたしました。

一般基準ですが、本申請地は昭和54年9月20日に資材置場として申請され、許可を受け、今回第5条規定による許可後の変更承認ということで、引き続き資材置場として譲り受けるという申請でございます。

申請地は、自社既存施設のすぐ隣であるため、経済性、作業面において最適地ということで申請したということです。

面積980平方メートルは、計画変更以前の面積と変わりありません。ですので、問題ないと思われま

す。また、資金につきましても自己資金ということで、特に問題等はないと思われま

す。申請地は、現況地盤のまま、整地のみで利用するということでございます。計画によりますと、丸太を自然乾燥させて、良質な材木を提供する、そういう目的のために、特に埋め立てはせずに利用して、雨水等についても自然浸透させ、周辺に被害を与えないということです。

また、防災計画についても、資材等の積み下ろしには、近隣に迷惑がかからないよう、十分配慮するということです。

これらのことから、立地基準、一般基準に本案件に問題ないものと思われま

す。以上で報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在八街字桃園、地目畑、面積315平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、家族3人で居住しているが、現在の住居では手狭なため売却し、当該申請地に専用住宅を建築し、移住したい。

番号2、区分売買、所在八街字三角地、地目畑、面積198平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、アパートに居住しているが、結婚を控えているため、新居として当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号3、区分売買、所在八街字南側、地目畑、面積615平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積980平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、建築業、製材業及び建築資材販売業を主に営んでいるが、経営規模拡大に伴い、資材置場が必要なため、当該申請地を資材置場として利用したい。

なお、本件は議案第2号1番に関連しております。

番号4、区分売買、所在八街字佐倉道、地目畑、面積257平方メートル。転用目的、専用住宅及び進入路用地。転用事由、現在、家族4人で居住しているが、子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭なため売却し、当該申請地に専用住宅を建築し、移住したい。

番号5、区分売買、所在八街字佐倉道、地目畑、面積56平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積64.36平方メートル。転用目的、専用住宅及び進入路用地。転用事由、現在、市外に居住しているが、老後のことを考え、子どもの住居に近い当該申請地と隣接宅地を取得し、専用住宅を建築し、移住したい。

なお、本件は議案第3号6番に関連しております。

番号6、区分売買、所在八街字佐倉道、地目畑、面積2.36平方メートル。転用目的、進入路用地。転用事由、上記申請の専用住宅の進入路として利用したい。

なお、本件は議案第3号5番に関連しております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、立崎委員、お願いいたします。

立崎委員

それでは、議案第3号1番の調査報告を行います。

立地基準ですが、申請地は市役所より北西に約0.8キロメートルに位置し、公衆道路に面しており、進入路は確保されています。

農地性としては、小規模の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、Bに該当するので、第2種農地と判断しました。

この土地を選定した理由は、申請者の自宅より近隣にあるためということです。

次に、一般基準ですが、申請面積315平方メートルで、面積妥当と思います。

資金は自己資金で賄う計画になっています。

用水は公営水道、雨水は浸透枘で処理、汚水・雑排水は公営下水道に接続します。

災害防除計画は、通勤、通学の時間帯は資材の運搬は行わないようにします。周辺農地への被害防除対策は、農業用排水施設はありません。現地盤で利用するため、土砂等の流出はありません。隣接農地の所有者に聞き取り調査したところ、特に説明はないが異議はないということでした。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないと思います。

続きまして、議案第3号2番の調査報告を行います。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より北西に約1キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されています。

農地性としては、住宅地に囲まれた生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、Bに該当するので、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、申請面積198平方メートルで、面積妥当と思います。

造成計画ですが、土留めブロックが設置され、既に造成済みの土地です。周辺農地は耕作されていません。資金は自己資金及び借入金にて賄う計画になっています。

用水は公営水道、雨水は宅地内に浸透枘を設置し、宅地内処理。汚水・雑排水は公共下水道に接続。小作人等、権利移転に伴う支障はありません。

また、土地改良受益地ではありません。

被害防除計画については、特に記載されていませんが、被害発生時の責任の誓約書が添付されています。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないと思います。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

3番は、先ほど説明済みですので、4番、5番、6番まで、宮部委員、お願いいたします。

宮部委員

それでは、議案第3号4番についてご報告いたします。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より西に約1.5キロメートルに位置し、県道から進入路を経て、接道は確保されています。

農地性ですが、申請地は住宅密集地に隣接する用途地域内であるため、事務指針28ページ、のB、(ウ)に該当する第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、専用住宅地278平方メートルであり、このうち21平方メートルは専用住宅の進入路用地ということになります。

工事面積延べ1階、2階を合わせまして136.6平方メートルということで、特にこれは問題ないと思われます。

資金は借入金で賄う計画となっております。

用水については、上下水道を引き込み、雨水については自然浸透にて処理し、雑排水は公共下水道管に接続して処理をするということです。

また、周辺農地への影響ですが、周辺に耕作者はありません。

また、ブロック塀により、周辺に被害がないようにするという事です。

また、申請地には、小作人等の支障となるものではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準に本案件は問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

それでは、続きまして、5番、6番の報告をさせていただきます。

立地基準ですが、4番と同じということで、同一ということで省かせていただきます。

一般基準ですが、本申請地は専用住宅地ということで、面積64.34平方メートルとなっております。これは、申請に係る農地と農地以外の土地391.9平方メートルと一体として専用住宅87.78平方メートルを建設するという事です。

資金は自己資金で賄う計画ということであります。

申請地には、小作人等の支障となるものではありません。

また、周辺の農地は耕作しておらず、本申請を了解しているとのことでございます。

用水につきましても、先ほどの4番と同じく、上下水道を引き込み、雨水等の処理は自然浸透にて処理、汚水・雑排水は公共下水道に接続ということでございます。

これは、先ほどの4番のすぐ隣り合わせの土地ですので、先ほどとダブったような形の報告になりましたけれども、地域的には、そういう場所でございます。

これらのことから、立地基準、一般基準に本案件は問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番、6番は関連ですので、一括で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、5番、6番については、許可相当で決定いたします。

会議中ではございますが、ここで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時20分

川野会長

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

八街市長より平成24年1月12日付で、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在朝日字竹里、地目畑、面積6筆合計で6千628平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年、再設定です。

次に、番号2、所在朝日字松里、地目畑、面積1千785平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は2年、再設定です。

次に、番号3、所在八街字東駒袋、地目山林現況畑、面積1万8千626平方メートルのうち9千400平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、新規です。

以上、3件で農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。よろしくお願いいたします。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

続きまして、その他に移ります。

次に、報告第1号、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第1号、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在榎戸字方角台、地目畑、面積3千249平方メートルのうち181.31平方メートル。目的、農業用倉庫1棟。事業内容、農業用倉庫1棟用地として利用したい。

以上です。

川野会長

報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在四木字北四木、地目畑、面積1千911平方メートル。目的、作業スペース用地。事業内容、四木地区排水路整備工事に伴う作業スペースとして一時的に使用する。

一時転用期間、平成24年1月20日から平成24年3月30日まで。

なお、本件は報告第2号2番に関連しております。

番号2、所在四木字北四木、地目畑、面積1千447平方メートル。目的、作業スペース用地。事業内容、四木地区排水路整備工事に伴う作業スペースとして一時的に使用する。

一時転用期間、平成24年1月20日から平成24年3月30日まで。

なお、本件は報告第2号1番に関連しております。

番号3、所在砂字前田、地目田、面積196平方メートル。目的、作業スペース用地。事業内容、砂地区排水路整備工事に伴う作業スペースとして一時的に使用する。

一時転用期間、平成24年1月20日から平成24年3月25日まで。

なお、本件につきましては、申請地全体に公共事業発生土により、約50センチの土盛りを行い、作業スペースとして利用し、一時転用期間終了後は農地復元を行い、畑として利用する計画となっております。

以上です。

川野会長

これも報告事項ですので、事務局の報告をもって承諾を願います。

次に、報告第3号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

報告第3号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご報告します。

番号1、所在東吉田字和田、地目畑、面積2筆合計で1万9千437平方メートル。合意成立日、平成23年12月22日。土地引渡時期、平成23年12月31日。

なお、先ほどの議案第1号2番との関連であり、借受者が当該農地を遺贈により取得するために解約したものです。

以上です。

川野会長

これも報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第4号、農地の利用関係の紛争の和解の仲介の取り下げについて、事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

報告第4号、農地の利用関係の紛争の和解の仲介の取り下げについてご報告します。

平成23年11月28日付で提出され、12月の総会で千葉県知事に和解の仲介を行うべき申し立てを行うことと決定した農地の利用関係の紛争の和解の仲介については、1月10日付で取下願が申立人により提出されましたので、ご報告いたします。

以上です。

川野会長

報告で、ご承諾願います。

以上で、本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでした。

その他に移ります。

事務局からの連絡事項がございましたらお願いいたします。

藤崎事務局長、お願いします。

藤崎事務局長

それでは、まず、私の方から、来月の予定でございますが、予定表に沿って連絡いたします。

1月26日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査。午後1時から農地相談ということで、担当委員、川野会長、宮部委員、瀬山委員ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

2月6日、月曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査、担当委員、鈴木部長、赤地委員、井口委員ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

2月15日、水曜日。続いて、2月16日、木曜日。両方とも午後1時30分から部会の現地調査並びに面接調査を予定しております。担当班は来月は農地部会の第2班からという予定になっておりますので、よろしく申し上げます。

2月20日、月曜日。農業委員会の定例総会。

2月23日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査。午後1時から農地相談ということで、担当委員、関端部長、内藤委員、中川委員ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

私の方からは以上です。

梅澤副主幹

では、私から4点ほどございます。

まず、先ほど会長からもあいさつで触れましたが、昨年、国会で第2次地域主権一括法の一部が改正されました。この施行に伴いまして、今年4月1日より農地法第3条の千葉県知事の許可権限が地元の農業委員会に委譲されることとなりました。このため、現在、県で作成している3条の事務指針がなくなります。このため、八街市独自の農地法第3条関係事務指針を作成しなければなりません。現在、2月の総会に上程する予定で作業を進めており、2月上旬を目途に委員の皆様にも事務指針の案を送付する予定でおります。つきましては、お手元に届きましたら、内容等をご確認いただきまして、ご不明な点、疑問点等がございましたら、事務局までご連絡いただきたいと思います。

次に、2点目でございますが、お手元に大きい紙でございますが、平成24年度の予定表を配付しておきましたので、ご利用いただきたいと思います。

次に、3点目です。10月の総会時にお願いいたしました農業者年金の推進結果報告書の提出をお願いします。

なお、本日お持ちでない方は、遅くとも今月末までをお願いしたいと思います。

最後に4点目でございますが、今回、地元案件のありました委員さんは、総会終了後に現地調査票を提出されますとともに、事前に事務局で配付いたしました関係資料につきましても、個人情報が入っておりますので、ご返却のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

川野会長

委員の方からご質問がございましたら、お受けいたします。

関端委員

さっきの報告の件ですが、別にこれは質問ではないんですけども、場所がちょっと、地元
の人の所有ではないので、大体場所はわかるんですが、なぜ、ほかの人が農地を持っていて、
この人たちは農家なんですか。それとも農家じゃないんですか。

藤崎事務局長

どの報告の案件ですか。

関端委員

先ほどの報告で、排水の件で出ていたでしょう。報告第2号です。

藤崎事務局長

報告第2号の1番、2番ですね。

関端委員

これは地元の人じゃないんですが、これを農地とすると……。

(聴取不能)

梅澤副主幹

今の報告第2号の1番と2番ですけども、通常、農家の方であれば、大体地元委員さんも
わかるかと思うんですが、恐らくこれも登記簿を見ないとはっきりわかりませんが、相
続の場合というのは、農家をやっていなくても行ってしまいます。ですから、その関係で恐ら
く相続等で、その中で農地がこの方に行ったのかなと。昔は多分、四木に関係があった方だ
というふうに思われます。

関端委員

場所は大体わかります。大ざっぱでは……。

川野会長

持ち主がね。

関端委員

持ち主が地元の人ではないので。

川野会長

ほかに何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

なければ、以上で閉めます。

藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後4時37分)

議事録署名人

議 長

1 3 番

1 5 番